

事 務 連 絡
令和2年2月25日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビッド)-19）の
感染拡大防止の更なる徹底について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止については、国土交通省から通達が発出される毎にご協力をお願いしているところですが、このたび千葉県及び熊本県内の建設現場で作業に従事する方が感染者であることが判明しました。

これを受け、感染予防を再度徹底するとともに、感染が判明した場合には速やかに都道府県等の保健所等の指導に従うなど、適切な措置を講じるよう、国土交通省より要請がありました。

つきましては、貴会並びに貴会会員企業の皆様においても本趣旨をご理解の上ご対応下さいますよう、よろしくお願いいたします。

以 上

事務連絡
令和2年2月24日

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）の
感染拡大防止の更なる徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止については、これまでも適切な対応をお願いしてきたところですが、このたび、熊本県内及び千葉県内において建設工事現場で現場作業に従事する者に感染者があることが判明しました。

つきましては、感染症対策の更なる徹底を図る観点から、貴団体及び傘下企業におきましては、不特定の人が訪れる可能性がある施設の出入口での消毒液の設置や、不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、職員及び来訪者への感染拡大防止に万全を期すとともに、営業所、事業所、工事現場、寮等においてもアルコール消毒液の設置や定期的な消毒等、感染予防の対応を再度徹底していただけますようお願いいたします。

なお、施工中の建設工事において、現場の従事者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人のほか、本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じていただくようお願いいたします。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

URL：https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>